

神奈川県処遇改善支援交付金事業Q & A

令和6年3月28日初版
 令和6年6月26日一部追加
 令和6年7月2日一部追加
 令和6年7月12日一部追加

- ※1 本Q & Aについては、神奈川県が独自に作成した内容が含まれているため、他の都道府県と取扱いが異なる場合があります。また、今後回答内容が変更される場合があります。
- ※2 「介護職員等ベースアップ等支援加算」については、「ベースアップ等加算」と表記しています。
- ※3 「国Q & A」は、厚労省作成「令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A（令和6年1月25日）」を参照してください。

区分	No.	問	答
報告方法	8-1 R6. 7. 12 追加	処遇改善支援交付金の実績報告はいつ提出するのか。	令和6年8月13日から令和6年9月30日までの間に提出してください。 期限までに提出のない場合、交付金の返還等を求めることがあります。
報告方法	8-2 R6. 7. 12 追加	提出方法を知りたい。	神奈川県の電子申請システムにより提出してください。 申請フォームのURL、申請フォームでの操作方法等は、介護情報サービスかながわ掲載の「実績報告書提出フォーム操作マニュアル」を確認してください。
報告方法	8-3 R6. 7. 12 追加	実績報告書の書式は、介護情報サービスかながわからダウンロードしたものを使わなければならないか。	お見込みのとおりです。 神奈川県に提出をする際は、書式は介護情報サービスかながわに掲載されているものを使うようにしてください。 ※国、他都道府県の様式とは異なります。
報告方法	8-4 R6. 7. 12 追加	処遇改善加算の報告書とは別なのか。	処遇改善加算の届出とは別の手続きであり、様式も異なります。 なお、加算は各指定権者に提出しますが、本交付金は、県内事業所は全て県への申請が必要となります。提出先を誤り、県が実績報告書を確認できなかった場合は、交付金の返還等を求めることがありますので十分ご注意ください。
報告方法	8-5 R6. 7. 12 追加	実績報告書の提出を行った後に誤りに気付いた。どのように修正すればよいか。	電子申請システム上の処理状況が「処理待ち」の場合は、取り下げて再度申請し直してください。処理状況が「仮受付」又は「処理中」の場合は、コールセンターに連絡してください。県において差し戻しの上、折り返し連絡します。
報告方法	8-6 R6. 7. 12 追加	登録後に表示される整理番号とパスワードを忘れてしまった。どうすればよいか。	利用者ログインをせずに申請した場合、パスワードの再発行はできませんので、整理番号とパスワードは絶対になくさないように控えておいてください。
報告方法	8-7 R6. 7. 12 追加	提出期限に間に合わない場合はどうすればよいか。	原則として8-1記載の提出期間に提出してください。 期限までに提出のない場合、交付金の返還等を求めることがあります。
報告方法	8-8 R6. 7. 12 追加	都道府県をまたがって指定を受けている地域密着型や総合事業の事業所については、それぞれの都道府県に実績報告書を提出しなければならないか。	事業所が所在する都道府県に提出してください。
報告方法	8-9 R6. 7. 12 追加	この報告書は必ず提出しなければならないのか。	お見込みのとおりです。 期限までに提出の無い場合や、記載事項に不正があった場合は交付金の返還等を求めることがあります。
報告方法	8-10 R6. 7. 12 追加	電子申請システムで報告した審査結果は電子メールで送られてくるか。	審査結果について、メール送信はしません。 電子申請システムの処理状況が「完了」となっていれば審査終了となります。

区分	No.	問	答
報告方法	8-11 R6. 7. 12 追加	毎月決まって支払われる手当により賃金改善を行っていたが、ベースアップを実施したものとし、別紙様式3-1のベースアップ率に含めてよいか。	ベースアップ率に含めてください。 3-3に記載のとおり「毎月支払われる手当による賃金改善」もベースアップに含まれます。基本給と毎月決まって支払われる手当の合計額によりベースアップ率を算定してください。
制度	1-1	ベースアップ等加算を算定している事業所は必ず申請しなければいけないのか。	申請は任意ですが、介護現場で働く方々の収入の上げを図るための取組ですので、ぜひ申請をご検討ください。
制度	1-2	介護報酬の請求時に交付金分も請求するのか。	事業所が交付金の金額を算定する必要はありません。
制度	1-3	月6,000円の賃金改善が必要となるのか。	収入を2%程度上げるための措置として、標準的な職員配置の事業所において、介護職員1人当たり月額6,000円相当の交付金が交付されることとなります。交付金の要件は、「交付金の額以上の賃金改善を行い、そのうち令和6年4月・5月分の交付金額の2/3以上をベースアップとする」となっていますが、職員1人につき6,000円の賃金改善をしなければならないものではありません。
制度	1-4	令和6年2月～5月の賃金引上げ分とあるが、6月以降はどのような対応となるのか。	6月以降は、介護報酬改定により今回の交付金額を上回る加算率の上乗せを行うこととしています。
対象要件	2-1	障害と介護両方のサービス提供を行っている事業所は、それぞれの交付金の申請が可能か。	申請可能です。ただし、賃金改善額として二重に計上しないようご注意ください。
対象要件	2-2	介護事業所を運営する法人Aが令和6年4月1日付けで法人Bに吸収合併される場合、法人A及び法人Bは、それぞれ補助対象となるか。また、その補助要件は。	法人Aについては、運営する事業所が令和6年3月31日付け廃止となるため補助対象外です。（国Q&A問21参照） 法人Bについては、①令和6年4月・5月に賃金改善を実施する ②4月からベースアップ加算等を算定 ③交付金全額を賃金改善に充てるという3つの要件を満たす場合には補助対象となりますので、計画書の申請が可能です。（国Q&A問20参照）
対象要件	2-3	計画期間の途中で要件を満たさなくなった場合（ベースアップ等加算の取下げ等）、交付金全額を返還することになるのか。	要件を満たさなくなった事情に応じて個別の判断となります。
対象要件	2-4	自分の勤務先の事業所がベースアップ等加算を算定しているか知りたい。	介護情報サービスかながわの介護事業所検索から、事業所情報を検索し、加算情報等を確認してください。
対象要件	2-5	賃金改善の開始時期は、令和6年2月だが、令和6年2月時点でベースアップ等加算を算定している必要があるか。	国Q&A 問13のとおりです。 令和6年2月サービス提供分からベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、対象となります。なお、この場合、令和6年2月分から本交付金の交付対象となります。

区分	No.	問	答
対象要件	2-6	令和6年4月から新規開設する事業所・施設については、ベースアップ等加算を4月から取得して、4月分の給与から賃金改善を実施すれば対象になるという認識でよいか。	国Q&A 問20のとおりです。 本年3月以降に新規開設する場合は、令和6年2月からの賃金改善の実施以外の要件を満たす場合には、本交付金の対象となります。
対象要件	2-7	通所介護事業所でお泊りデイサービス（自費サービス）を運営しているが、その他の職員として、お泊りサービスの夜勤の職員も含まれるか。	含まれません。対象となる介護保険サービスに係る業務に携わる職員分の賃金改善となります。
賃金改善方法	3-1	具体的な賃金改善の方法について伺いたい。	制度や処遇改善の実施方法、様式の記載方法については、厚生労働省コールセンターにお尋ねください。（電話：050-3733-0222・受付時間：9:00～18:00） なお、提出方法については、神奈川県介護職員処遇改善支援事業交付金コールセンター（電話：050-3092-9354・受付時間：平日9:30～17:00）にお尋ねください。
賃金改善方法	3-2	国Q&A問10「決まって毎月支払われる手当」は、定額である必要があるか。	毎月、必ず支払われるものであれば、額が変動しても認められます。支払われない月が生じるものは認められません。
賃金改善方法	3-3	（上記の更問）「決まって毎月支払われる手当」で支給の場合、額が変動しても認められるとある。毎月の介護報酬総額から手当額を計算して支給する場合でも「ベースアップ」と認められるか。	毎月支払われる手当であればベースアップとして認めます。なお、介護報酬の額により支給されない月がある手当は、ベースアップとは認められません。
賃金改善方法	3-4	既存の処遇改善加算は一時金で支払っているが本交付金についても同様でよいか。	本交付金については、2/3以上はベースアップ（基本給及び毎月支払われる手当）で支払う必要があります。
賃金改善方法	3-5	令和4年2月分及び3月分の賃金改善は一時金等での対応も可とされているが、職員への支払時期について期限はあるか。	3月分の支払時期（例えば処遇改善加算の3月分を5月に支払っているのであれば5月）までであり、4月以降分と同時に支払うことは認められません。
賃金改善方法	3-6	本交付金の法人内での分配について、都道府県をまたがって他の事業所の介護職員の処遇改善に充てることは可能か。	同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（ただし、介護職員処遇改善支援事業交付金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができます。
賃金改善方法	3-7	周知に当たり、従業員からのサインなどは必要か。また周知方法に定めはあるか。	挙証資料としてサインまでは求めません。周知方法についても特段の決めはありません。
賃金改善方法	3-8	就業規則に財源を含んで記載し、補助金がなくなったら終了するということを記載してもよいか。	就業規則の記載方法については、特段の制限はありません。
賃金改善方法	3-9	令和6年2月・3月分の賃金改善を一時金で支払う場合において、3月分の給与が4月支払の場合は4月に一時金を支払えばよいか。3月中に支払う必要があるか。	通常の支払いのサイクルとして、3月分の支払が4月であれば、4月でかまいません。

区分	No.	問	答
賃金改善方法	3-10	通常の処遇改善加算に係る職員への賃金支給について、2月サービス提供分は5月支給、3月分は6月支給、4月分は7月支給ととしている場合、本交付金の2月・3月分を4月の一括支給でなく、2月分は5月支給、3月分は6月支給とすることは認められるか。	国Q&A問2のとおり現行の処遇改善加算と同じ取扱いであれば認められます。
賃金改善方法	3-11 R6. 6. 26 追加	国Q&A問4において「当初の計画以上に介護報酬額が増加した場合に備え、余裕のある賃金改善計画の策定に努めること」とされていたが、実際の交付金額が見込額より多額だった場合は、賃金改善はいつまで行えばよいか。	可能な限り早期に対応してください。遅くとも実績報告書提出時までには、職員への支給を終わらせている必要があります。
記載方法	4-1	今回の報酬改定で級地が変更される市に所在する事業所について。計画書の「基本情報入力シート」の「3 補助金の対象事業所」で事業所の所在地を入力すると改定前の級地の単価が表示されているが、修正する必要があるか。	計画書の様式は、改定前の級地の単価を表示することとしているので修正不要であり、様式を変更しないでください。なお、4月・5月分の交付金額は、改定後の級地の単価により算定されます。
記載方法	4-2	令和6年3月新規開設の場合は、計画書のうち別紙様式2-1の「5 要件を満たすことの確認・誓約等」にある「令和6年2月(分)から」を「令和6年3月(分)から」と修正して提出する必要があるか。	県において「令和6年2月」を「令和6年3月(指定月)」と読み替えますので、様式は修正しなでください。なお、令和6年4月指定の事業所についても、同様に「令和6年4月」と読み替えますので、様式の修正は不要です。
申請方法	5-1	処遇改善加算の計画書とは別なのか。	処遇改善加算の届出とは別の手続きであり、様式も異なります。なお、加算は各指定権者に提出しますが、本交付金は、県内事業所は全て県への申請が必要となります。提出先を誤ると加算や交付金が算定できない場合がありますので十分ご注意ください。
申請方法	5-2	都道府県をまたがって指定を受けている地域密着型や総合事業の事業所については、それぞれの都道府県に申請が必要か。	事業所が所在する都道府県へ申請してください。
申請方法	5-3	提出期限に間に合わない場合、本交付金は受けられないのか。	受けられません。電子申請システムにより4/15(月)23:59までに申請を完了してください。
申請方法	5-4	申請後に記載誤りに気付いた。計画書を修正したいのだが、どうすればいいのか。	電子申請システム上の処理状況が「処理待ち」の場合は、取り下げて再度申請し直してください。処理状況が「仮受付」、「処理中」又は「完了」いずれかの場合は、コールセンターに連絡してください。県において差し戻しの上、折り返し連絡します。
申請方法	5-5	電子申請システムで申請した審査結果は電子メールで送られてくるのか。	処理状況が「完了」となった段階でメールで通知されます。

区分	No.	問	答
交付額	6-1	交付要件を満たしている事業所が、期限内（4月15日まで）に計画書を申請すれば、2月～4月分として6月に（3か月分）支給されるという認識で間違いはないか。	お見込みのとおりで間違いありません。
交付額	6-2 R6.7.2 追加	交付金の対象月に過誤調整を行った場合、交付金はどのように算定されるのか。	交付額は「一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数）」により算定されますが、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）とされています。（交付金交付要綱 4 交付額参照）
交付額	6-3 R6.7.2 追加	交付金算定に反映されるのは、いつの過誤調整までか。	令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月の国保連が指定する期日までに受け付けられた過誤調整が交付金額算定に反映されます。過誤調整については、事業者は市町村へ提出するため、具体的な提出期限については、市町村に確認してください。
交付額	6-4 R6.7.2 追加	月遅れ請求はいつまで交付金算定に反映されるのか。	令和6年8月10日までに国保連に受け付けられた請求が交付額に反映されます。
支払	7-1 R6.6.26 追加	国保連から事業所あて「介護職員処遇改善支援補助金支払額通知書」が送付されているが、事業所あてに振り込まれるのか。	県から申請者（法人単位）あて振り込みます。
支払	7-2 R6.6.26 追加	どの口座に振り込まれるのか。	計画書提出時に別紙様式2-2において指定した（○を付した）事業所の国保連登録口座へ振り込みます。 債権譲渡している場合は、計画書提出時に別紙様式2-3において県へ申し出た口座へ振り込みます。
支払	7-3 R6.6.26 追加	県から振り込まれた金額の内訳を知りたい。	国保連から事業所あて送付されている支払額通知書により県からの振込金額の内訳を確認してください。